

○都留市工事請負代金に係る債権譲渡承諾事務取扱要領

令和7年3月3日

(趣旨)

第1条 この要領は、都留市(以下「発注者」という。)が発注する建設工事を請け負う建設業者(以下「受注者」という。)が、公共工事に係る工事請負代金債権(以下「工事請負代金債権」という。)の譲渡を活用した融資制度を利用する場合の債権譲渡の承諾等に係る事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡)

第2条 債権譲渡の対象工事は、建設工事とする。ただし、次の各号に掲げる工事を除くものとする。

(1) 債務負担行為等工期が複数年度にわたる工事。ただし、次の各号に掲げる工事を除くものとする。

ア 債務負担行為、継続費の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(2) 共同企業体が受注者である工事

(3) 履行保証を付した工事のうち、発注者が役務的保証を必要とする工事

(4) その他発注者が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

2 譲渡される工事請負代金債権の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。この場合において、変更契約等により工事請負代金額に増減が生じたときには、承諾に係る工事請負代金額及び債権譲渡額は変更後の額とするものとする。

(1) 請負工事が完成した場合 都留市建設工事標準請負契約約款(以下「約款」という。)

第32条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とするものとする。

(2) 工事請負契約が解除された場合 約款第54条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とするものとする。

3 債権譲渡先は、山梨県建設業協同組合又は保証事業を行うために財団法人建設業振興基金の債務保証を受けた民間事業者(以下「組合等」という。)とする。

4 発注者は、当該工事の出来形が2分の1以上に到達したと認められる日以降に、債権譲渡を承諾することができるものとする。

5 債権譲渡の手続きは、次に定めるところによるものとする。

(1) 受注者は、次に掲げる書類を発注者に提出するものとする。

ア 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号) 3通

イ 受注者と組合等とによる調印済の債権譲渡契約証書の写し 1通

ウ 工事履行報告書(様式第2号) 1通

エ 受注者が公共工事履行保証証券等により契約の保証を付した場合において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、保証人等が当該債権譲渡を承諾したことを証する書面 1通

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 発注者は、提出された書類の内容を確認のうえこれを受領し、速やかに承諾のための手続きを行い、承諾書の確定日付印欄に確定日付を、承諾番号欄に年度ごとに1から始まる一連番号を記載した後、債権譲渡承諾書1通を発注者の控とし、2通を受注者に交付するものとする。

(3) 発注者は、債権譲渡の承諾を行った場合は、債権譲渡整理簿(様式第3号)により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

(4) 受注者及び組合等が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに記名押印にて発注者に融資実行報告書(様式第4号)を提出させるものとする。

(工事請負代金の支払)

第3条 債権譲渡を受けた組合等から部分払の請求があった場合は、部分払を行うものとする。

2 債権譲渡を受けた組合等が工事請負代金の請求を行う場合は、次の各号に掲げる支払区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 部分払 部分払金請求書(様式第5号)及び債権譲渡承諾書の写し

(2) 完成払 請求書(様式第6号)及び債権譲渡承諾書の写し

3 発注者は、提出された請求書等の内容を確認のうえこれを受領し、適当と認めたときは、工事代金を支払うものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和8年3月末日をもってその効力を失うものとする。